

福岡県公報

平成二十年十月三日
第二千八百八十一号
増刊 ①

目次

再掲

福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則 (自然環境課) 一
福岡県温泉法施行細則手続の一部を改正する訓令 (自然環境課) 二一

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十年九月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十五号

福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県温泉法施行細則(昭和二十七年福岡県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「及び」の下に「可燃性天然ガスの発生状況等並びに」を加え、同項第五号中「複数の地点から申請地点」を「複数の地点及び敷地境界線から掘削口」に改め、同項第八号を削り、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 規則第一条第二項第三号の規定による規則第一条の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面は、様式第一号の二のとおりとする。

4 規則第一条第二項第七号の規定による法第四条第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書面は、様式第二号のとおりとする。

第四条第二項中「第四条第一項第三号から第五号まで」を「第四条第一項第四号から第六号まで」に、「様式第二号」を「様式第二号」に改める。

第五条第二項中「第四条第一項第三号から第五号まで」を「第四条第一項第四号又は第五号」に、「様式第二号」を「様式第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(掘削のための施設等の変更の許可の申請)

第五条の二 規則第四条の三第一項の規定による申請書は、様式第五号の二のとおりとする。

2 前項の申請書には、第三条第二項各号に掲げる図書のうち、その変更内容を明らかにするものを添付しなければならない。

3 規則第四条の三第二項第二号の規定による規則第一条の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面は、様式第一号の二のとおりとする。

第六条第一項中「(様式第六号)」「及び」「(様式第七号)」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「(様式第八号)」を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定による着手届は様式第六号、完了届又は廃止届は様式第七号のとおりとする。

第六条に次の一項を加える。

4 前項の規定による標札は、様式第八号のとおりとする。

第七条第二項第五号を削り、同条に次の二項を加える。

3 増掘にあつては、規則第六条第二項第三号の規定による規則第一条の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面は、様式第一号の二のとおりとする。

4 規則第六条第二項第六号の規定による法第十一条第二項又は第三項において準用する法第四条第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書面は、様式第二号のとおりとする。

第七条の次に次の七条を加える。

(温泉の採取の許可申請)

第七条の二 規則第六条の二第一項の規定による申請書は、様式第十号の二のとおりとする。

2 規則第六条の第二項第二号の規定による規則第六条の第三項各号又は第三項各号に規定する基準に適合することを証する書面は、様式第十号の三のとおりとする。

3 規則第六条の第二項第七号の規定による法第十四条の第二項第二号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面は、様式第二号のとおりとする。
(温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請)

第七条の三 規則第六条の四第一項の規定による申請書は、様式第十号の四のとおりとする。

2 規則第六条の四第二項第二号の規定による法第十四条の第二項第二号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面は、様式第二号のとおりとする。
(温泉の採取の許可を受けた者の相続の承認の申請)

第七条の四 規則第六条の五第一項の規定による申請書は、様式第十号の五のとおりとする。

2 規則第六条の五第二項第三号の規定による法第十四条の第二項第二号又は第三号に該当しない者であることを誓約する書面は、様式第二号のとおりとする。
(可燃性天然ガスの濃度についての確認申請)

第七条の五 規則第六条の七第一項の規定による申請書は、様式第十号の六のとおりとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。
一 規則第六条の六第一項に規定する温泉付随ガス中のメタンの濃度を測定した位置を示した見取図
二 温泉付随ガス中のメタンの濃度を測定した結果の写し
(確認を受けた者の地位の承継の届出)

第七条の六 規則第六条の八第一項の規定による届出書は、様式第十号の七のとおりとする。
(温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請)

第七条の七 規則第六条の十第一項の規定による申請書は、様式第十号の八のとおりとする。

2 規則第六条の十第二項第二号の規定による規則第六条の三第一項各号又は第三項各号に掲げる基準に適合することを証する書面は、様式第十号の三のとおりとする。

(温泉の採取の事業の廃止の届出等)

第七条の八 規則第六条の十一第一項の規定による届出書は、様式第十号の九のとおりとする。

2 前項の届出書には当該許可書又は確認書を添付して、十日以内に知事に提出しなければならない。

第八条第二項第一号トを削り、同条に次の一項を加える。

3 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面は、様式第二号のとおりとする。

第十三条の見出し中「採取等」を「利用等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号並びに前項の規定による届出書は、様式第十五号のとおりとする。

第十三条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項第八号の規定による届出書は、様式第十六号のとおりとする。

5 第一項第九号の規定による届出書は、様式第十七号のとおりとする。

第十四条を次のように改める。
(温泉成分分析機関の登録の申請等)

第十四条 法第十九条第二項の規定による温泉成分分析を行う者の登録の申請書は、様式第十八号のとおりとする。

2 規則第十二条第一項第五号の規定による法第十九条第四項各号に該当しない者であることを誓約する書面は、様式第二号のとおりとする。

3 規則第十五条第一項の規定による登録事項の変更の届出書は、様式第十九号のとおりとする。

4 法第二十一条の規定による温泉成分分析の業務の廃止の届出書は、様式第二十号のとおりとする。

「4 工書の着手及び完了の予定日
様式第一号中 (1) 着手予定日 (2) 完了予定日」を

「4 主要な設備の構造及び能力」

| 設備名 | 構造 | 能力 |
|---------|----|----|
| やぐら | | |
| ローワークス | | |
| 主要泥水ポンプ | | |
| 噴出防止装置 | | |

125610°

5 工事の着手及び完了の予定日

- (1) 着手予定日
- (2) 完了予定日

様式第一号の次に次の様式を加える。

1

様式第1号の2 (第3条関係、第5条の2関係、第7条関係)

温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面

| |
|--------|
| 事業名 |
| 申請者名 |
| 掘削事業者名 |
| 掘削箇所住所 |

| 技術基準の内容 | 技術基準適合状況 | | |
|---------|------------|----|----|
| | 技術基準適合・不適合 | 状況 | 備考 |

1. 可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合の掘削

(1) 離隔距離の確保<規則第1条の2第1項第1号>

| | | | | |
|---------------------------------|--------|---------------------|------------|--------|
| 掘削口から敷地境界線までの水平距離が8メートル以上であること。 | 適合・不適合 | 適合：8m以上 不適合：8m未満 | 最低距離： m | 別添函 参照 |
|---------------------------------|--------|---------------------|------------|--------|

(2) 火気使用制限等(掘削口から水平距離8メートルの範囲内)<規則第1条の2第1項第2号>

| | | | | |
|---|--------|------------------------------------|------------------|--|
| 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ> | 適合・不適合 | 適合：設置しない 不適合：設置する | | |
| 火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ない溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。<第2号ロ> | 適合・不適合 | 適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する | ただし書き適用の場合はその理由： | |
| 掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ハ> | 適合・不適合 | 適合：掲示する 不適合：掲示しない | 掲示場所： | |

(3) 関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離8メートルの範囲内)<規則第1条の2第1項第3号>

| | | | | |
|--|--------|----------------------|---------------------|--------|
| さくの設定その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者の立入りを制限すること。 | 適合・不適合 | 適合：制限する 不適合：制限しない | 掘削口からさく等までの距離： m | 別添函 参照 |
|--|--------|----------------------|---------------------|--------|

(4) 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<規則第1条の2第1項第4号>

| | | | | |
|-----------------------|--------|------------------------|--------------|--|
| 携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。 | 適合・不適合 | 適合：備え付ける 不適合：備え付けない | 設置場所： | |
| 消火器を備えていること。 | 適合・不適合 | 適合：備え付ける 不適合：備え付けない | 数量： 備付場所： | |

(5) 噴出防止装置の設置<規則第1条の2第1項第5号>

| | | | | |
|-------------------|--------|----------------------|--------------------------------|--------|
| 噴出防止装置が設置されていること。 | 適合・不適合 | 適合：設置する 不適合：設置しない | 方式の別：ラム型、アニュラ型 最高使用圧力：(MPa) | 別添函 参照 |
|-------------------|--------|----------------------|--------------------------------|--------|

(6) 警報設備の設置<規則第1条の2第1項第6号>

| | | | | |
|--|--------|------------------------|------------------------|--------|
| 検知器は掘削口(泥水循環方式による掘削の場合において、掘削口以外の場所に循環泥水の放出口があるときは、掘削口及び循環泥水の放出口。)の直上に設置されていること。<第6号イ> | 適合・不適合 | 適合：設置する 不適合：設置しない | 検知器の設置場所： | 別添函 参照 |
| 空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の25パーセント以上となつた場合に警報を発すること。<第6号ロ> | 適合・不適合 | 適合：適切な作動 不適合：不適切な作動 | 警報を発する濃度： 警報を発する場所： | %LEL |

(7) 毎日1回以上の点検<規則第1条の2第1項第7号>

| | | | | |
|--|--------|----------------------|--|--|
| 掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。<第7号イ> | 適合・不適合 | 適合：測定する 不適合：測定しない | | |
| 可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視で点検すること。<第7号ロ> | 適合・不適合 | 適合：点検する 不適合：点検しない | | |

(8) ゆう出路の洗浄作業時の点検<規則第1条の2第1項第8号>

| | | | | |
|---|--------|----------------------|--|--|
| ゆう出路の洗浄を行うに当たっては、常時、可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視により点検すること。 | 適合・不適合 | 適合：点検する 不適合：点検しない | | |
|---|--------|----------------------|--|--|

(9) 点検記録及び記録の保存<規則第1条の2第1項第9号>

| | | | | |
|--|--------|----------------------|-------|--|
| 警報を発した記録、測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号> | 適合・不適合 | 適合：保存する 不適合：保存しない | 保存場所： | |
| 掘削口等に設置した警報設備による警報の作動の状況を記録すること。<第9号イ> | 適合・不適合 | 適合：記録する 不適合：記録しない | | |
| 毎日1回以上の点検、ゆう出路洗浄時の点検の作業の結果を記録すること。<第9号ロ> | 適合・不適合 | 適合：記録する 不適合：記録しない | | |

(10) 掘削時災害防止規程の作成<規則第1条の2第1項第10号>

| | | | | |
|--|--------|------------------------|-------|--------|
| 掘削時災害防止規程を作成し、工事現場に備えておくこと。<第10号> | 適合・不適合 | 適合：備え付ける 不適合：備え付けない | 備付場所： | |
| 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項を定めること。<第10号イ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | | 申請書に添付 |
| 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項を定めること。<第10号ロ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | | " |
| 災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定めること。<第10号ハ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | | " |
| その他災害の防止に関し必要な事項を定めること。<第10号ニ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | | " |

(11) 非常時の措置<規則第1条の2第1項第11号>

| | | | | |
|--|--------|----------------------|--|--|
| 災害その他の非常の場合には、掘削時災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。 | 適合・不適合 | 適合：措置可能 不適合：措置不可能 | | |
|--|--------|----------------------|--|--|

| 技術基準の内容 | 技術基準適合状況 | | |
|--|------------|------------------------------------|---------------------------|
| | 技術基準適合・不適合 | 状況 | 備考 |
| 2. 可燃性天然ガスの噴出のおそれがない場合の掘削 | | | |
| (1) 離隔距離の確保<規則第1条の2第1項第1号> | | | |
| 掘削口から敷地境界線までの水平距離が3メートル以上であること。 | 適合・不適合 | 適合：3m以上 不適合：3m未満 | 最低距離： m 別添図 参照 |
| (2) 火気使用制限等(掘削口から水平距離3メートルの範囲内)<規則第1条の2第1項第2号> | | | |
| 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ> | 適合・不適合 | 適合：設置しない 不適合：設置する | |
| 火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ない溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。<第2号ロ> | 適合・不適合 | 適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する | ただし書き適用の場合はその理由： |
| 掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ハ> | 適合・不適合 | 適合：掲示する 不適合：掲示しない | 掲示個数： 掲示場所： |
| (3) 関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離3メートルの範囲内)<規則第1条の2第1項第3号> | | | |
| さくを設置その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者の立入りを制限すること。 | 適合・不適合 | 適合：制限する 不適合：制限しない | 制限方法： 掘削口からさく等までの距離： m |
| (4) 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第1項第4号> | | | |
| 携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。 | 適合・不適合 | 適合：備え付ける 不適合：備え付けない | |
| 消火器を備えていること。 | 適合・不適合 | 適合：備え付ける 不適合：備え付けない | 数量： 設置場所： |
| (5) 毎日1回以上の点検<規則第1条の2第1項第7号イ> | | | |
| 掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。 | 適合・不適合 | 適合：測定する 不適合：測定しない | |
| (6) 記録及び記録の保存<規則第1条の2第1項第9号> | | | |
| 測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号イ> | 適合・不適合 | 適合：保存する 不適合：保存しない | 保存場所： |
| 毎日1回以上の点検の作業の結果を記録すること。(掘削口等の周辺の空気中のメタン濃度の測定記録) <第9号ロ> | 適合・不適合 | 適合：記録する 不適合：記録しない | |
| (7) 掘削時災害防止規程の作成<規則第1条の2第1項第10号> | | | |
| 掘削時災害防止規程を作成し、工事現場に備えておくこと。<第10号イ> | 適合・不適合 | 適合：備え付ける 不適合：備え付けない | 備付場所： |
| 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項を定めること。<第10号イ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | 申請書に添付 |
| 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項を定めること。<第10号ロ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | " |
| 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関する事項を定めること。<第10号ハ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | " |
| その他災害の防止に関し必要な事項を定めること。<第10号ニ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | " |
| (8) 非常時の措置<規則第1条の2第1項第11号> | | | |
| 災害その他の非常の場合には、掘削時災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。 | 適合・不適合 | 適合：措置可能 不適合：措置不可能 | |

注1 備考欄に「別添図 参照」としているものは、別添図の番号を記載するとともに、図面を添付すること。

2 備考欄に「申請書に添付」としているものは、必ず作成し、申請書と同時に提出すること。

3 この様式中「規則」とは、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)をいう。

様式第三号中「(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第14条関係)」や「(第3条、第4条、第5条、第7条、第7条の2、第7条の3、第7条の4、第8条、第9条、第10条、第14条関係)」に改める。
様式第五号の次に次の様式を加える。

様式第5号の2 (第5条の2関係)

掘削のための施設等の変更許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記のとおり掘削のための施設等を変更したいので許可されるよう、温泉法第7条の2第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 許可の種別
掘削許可・増掘許可
- 2 許可を受けた日及び許可番号
 - (1) 許可を受けた日
 - (2) 許可番号
- 3 許可を受けた工事に係る土地の所在、地番及び地目
 - (1) 所在及び地番
 - (2) 地目
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由
- 6 変更後の工事の着手及び完了の予定日
 - (1) 着手予定日
 - (2) 完了予定日

「5 工事の着手及び完了の予定日
様式第九号中 (1) 着手予定日 (2) 完了予定日」を

「5 主要な設備の構造及び能力

| 設備名 | 構造 | 能力 |
|---------|----|----|
| やぐら | | |
| ドローワークス | | |
| 主要泥水ポンプ | | |
| 噴出防止装置 | | |

に定める。

6 工事の着手及び完了の予定日
(1) 着手予定日
(2) 完了予定日
様式第十号の次に次の八様式を加える。

様式第10号の2（第7条の2関係）

温泉採取許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

下記のとおり温泉を採取したいので許可されるよう、温泉法第14条の2第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 温泉の採取を行おうとする場所
 - (1) ゆう出地の所在及び地番
 - (2) 源泉名

- 2 温泉の採取の開始の予定日

様式第10号の3 (第7条の2関係、第7条の7関係)

温泉法施行規則第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面

| |
|--------|
| 申請者名 |
| 採取事業者名 |
| 採取箇所住所 |

| 技術基準の内容 | 技術基準適合状況 | | |
|--|-------------|--|---|
| | 技術基準適合・不適合等 | 状況 | 備考 |
| 1. 温泉井戸又はガス分離設備が屋外に設置されている場合(規則第6条の3第1項関係) | | | |
| (1)ガス分離設備の設置<規則第6条の3第1項第1号> | | | |
| ガス分離設備が設けられていること。<第1号> | 適合・不適合 | 適合：設置している 不適合：設置していない | ガス分離設備の種類と数 ・ガスセパレータ() ・貯湯槽() ・その他() |
| ガス分離設備通過後の温泉水から分離した気体中のメタン濃度は環境大臣が定める基準値未満であること。<第1号> | 適合・不適合 | 適合：基準値未満 不適合：基準値以上 | 測定方法：環境大臣が定める方法等(平成20年7月環境省告示第58号)1、2 測定結果： %LEL 測定結果については申請書に添付 |
| (2)可燃性天然ガス発生設備の屋外設置<規則第6条の3第1項第2号>< 附則第4条第1項> | | | |
| 温泉井戸が屋外にあること。(ただし、多雪又は寒冷の気象条件により屋外に設置することが適当でない場合において、地上にあり、かつ、人が通常出入りしない場所に設置するときは、この限りでない。) <第2号イ> (附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置されている温泉井戸は適用除外) | 適合・不適合 | 適合：屋外に設置 適合：ただし書き適用 適合：適用除外 不適合：屋内に設置 | ただし書き適用の場合はその理由： 添付図 参照 |
| ガス分離設備が屋外にあること。<第2号ロ> (附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置されているガス分離設備は適用除外) | 適合・不適合 | 適合：屋外に設置 適合：適用除外 不適合：屋内に設置 | 添付図 参照 |
| 温泉井戸又はガス分離設備からの可燃性天然ガスの排出口が屋外にあること。<第2号ハ> | 適合・不適合 | 適合：屋外に設置 不適合：屋内に設置 | 添付図 参照 |
| (3)可燃性天然ガスの排出口の位置等<規則第6条の3第1項第3号> | | | |
| 可燃性天然ガスの排出口からのメタン濃度が爆発下限界の値の25パーセント未満であること。<第3号> (25%LEL以上である場合は以下の措置を行う) | 適合・不適合 | 適合：メタン濃度25%LEL未満 不適合：メタン濃度25%LEL以上 | 測定結果については申請書に添付 |
| 可燃性天然ガスの排出口(メタン濃度が25%LEL以上のもの)が、温泉井戸又はガス分離設備のある床面又は地面(関係者以外の者が容易に立ち入ることができないものを除く。)からの高さが3m以下の場所でないこと。<第3号イ> | 適合・不適合 | 適合：3m以下でない 不適合：3m以下にある | 排出口の高さ 温泉井戸：高さ m ガス分離設備(セパレータ)：高さ m ガス分離設備(貯湯槽)：高さ m 添付図 参照 |
| 可燃性天然ガスの排出口(メタン濃度が25%LEL以上のもの)から水平距離3m、垂直距離が上方8m又は下方0.5m以内である空間内に、火気を使用する設備、外面が著しく高温となる設備、防燥性能を有していない電気設備、屋内への空気の取入口(窓や吸気口等)又は関係者以外の者が容易に立ち入ることができる場所(ベランダや一般の人が立ち入れる屋上)がないこと。<第3号ロ> | 適合・不適合 | 適合：火気使用設備等なし 不適合：火気使用設備等あり | 添付図 参照 |
| (4)配管の閉塞防止措置<規則第6条の3第1項第4号> | | | |
| 温泉井戸からガス排出口までの配管及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置の実施。<第4号イ> | 適合・不適合 | 適合：閉塞のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない | 閉塞するおそれがない理由： 措置する場合(閉塞のおそれがある場合)の措置方法： |
| 温泉井戸からガス排出口までの配管及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水を抜く措置の実施。<第4号ロ> | 適合・不適合 | 適合：滞留のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない | 滞留するおそれがない理由： 措置する場合(滞留のおそれがある場合)の措置方法： |
| (5)配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断<規則第6条の3第1項第5号> | | | |
| 可燃性天然ガス発生設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱(ジャンクションボックス)を設置することその他の方法により、制御盤その他のスイッチ類が集中する設備に可燃性天然ガスが侵入しないようしていること。 | 適合・不適合 | 適合：設置する 不適合：設置しない | 措置の方法：接続箱 その他() |

(6)火気使用制限等 < 規則第6条の3第1項第6号 >

| | | | | |
|---|--------|------------------------------------|--|--|
| 可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（ 都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多いと認めた地域においては2m）垂直距離が5mの範囲内において、火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 <第6号イ> | 適合・不適合 | 適合：設置しない 不適合：設置する | 可燃性天然ガスの多さ (ガス水比) ガス : 水 設置しない距離： m 迂回水平距離の場合 迂回水平距離： m 遮断壁の構造： 高さ m x 幅 m | |
| 可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（ 都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多いと認めた地域においては2m）垂直距離が5mの範囲内において、火気を使用する作業を実施しないこと。（ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。） <第6号ロ> | 適合・不適合 | 適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する | ただし書き適用の場合はその理由： | |
| 可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（ 都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多いと認めた地域においては2m）垂直距離が5mの範囲内において、関係者が見やすい場所に火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 <第6号ハ> | 適合・不適合 | 適合：掲示する 不適合：提示しない | 掲示の場所： | |

(7)関係者以外の立入制限措置 < 規則第6条の3第1項第7号 > < 附則第4条第3項 >

| | | | | |
|--|--------|---------------------------------|---|--------|
| さくの設置その他の方法により、可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（ 都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多い地域と認めた地域においては2m）の範囲内の地面又は床面（可燃性天然ガス発生設備からの垂直距離が5m以上の場合を除く）において、関係者以外の者の立入を制限すること。 （ 上部が開いた既存の地下に埋設された施設については附則第4条第3項により適用除外） | 適合・不適合 | 適合：制限する 適合：適用場外 不適合：制限しない | 設備から柵までの距離： m 措置の内容： フェンス(高さ： m) 迂回水平距離の場合 迂回水平距離： m 遮断壁の構造： 高さ m x 幅 m | 添付図 参照 |
|--|--------|---------------------------------|---|--------|

(8)月次点検 < 規則第6条の3第1項第8号 >

| | | | | |
|---|--------|----------------------|--|--|
| 毎月（温泉の採取を行わない月を除く。）1回以上、ガス分離設備内部の水位及び可燃性天然ガス発生設備の異常の有無を目視により点検すること。 | 適合・不適合 | 適合：点検する 不適合：点検しない | | |
|---|--------|----------------------|--|--|

(9)記録及び記録の保存 < 規則第6条の3第1項第9号 >

| | | | | |
|--|--------|----------------------|--|--|
| 規則第6条の3第1項第8号に規定する点検の結果を記録すること。 <第9号前段> | 適合・不適合 | 適合：記録する 不適合：記録しない | | |
| 上記の記録を2年間保存すること。 <第9号後段> | 適合・不適合 | 適合：保存する 不適合：保存しない | | |

(10)採取時災害防止規程の作成 < 規則第6条の3第1項第10号 >

| | | | | |
|--|--------|------------------------|-------|--------|
| 以下を定めた採取時災害防止規程を作成し、温泉の採取の場所に備え付けること。 <第10号> | 適合・不適合 | 適合：備え付ける 不適合：備え付けない | 備付場所： | |
| 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のために措置を適正に実施するための体制に関する事項を定めること。 <第10号イ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | | 申請書に添付 |
| 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項を定めること。 <第10号ロ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | | " |
| 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関する事項を定めること。 <第10号ハ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | | " |
| その他災害の防止に関し必要な事項を定めること。 <第10号ニ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | | " |

(12)非常時の措置 < 規則第6条の3第1項第11号 >

| | | | | |
|--|--------|----------------------|--|--|
| 災害その他の非常の場合には、採取時災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。 | 適合・不適合 | 適合：措置可能 不適合：措置不可能 | | |
|--|--------|----------------------|--|--|

| 技術基準の内容 | 技術基準適合状況 | | |
|---|------------|--|--|
| | 技術基準適合・不適合 | 状況 | 備考 |
| 2. 温泉井戸又はガス分離設備が屋内に設置されている場合（規則第6条の3第3項関係）（附則第4条第1項による読み替え） | | | |
| (1)規則第6条の3第1項の準用＜規則第6条の3第3項第1号＞ | | | |
| 規則第6条の3第1項各号に掲げる基準 | — | — | |
| (2)ガスの漏出防止＜規則第6条の3第3項第2号＞ | | | |
| 屋内に設置されている温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管からの可燃性天然ガスが漏出ししない構造であること。 | 適合・不適合 | 適合：漏出ししない 不適合：漏出している | |
| (3)温泉井戸又はガス分離設備が設置された屋内における換気設備の設置＜規則第6条の3第3項第3号＞ | | | |
| 自然換気によりこれと同等以上の換気が確保される場合は、適用しない。 ＜第3号＞ | 適合・不適合 | 適合：自然換気で換気が確保されている 不適合：自然換気で換気が確保されない | 自然換気の場合その状況： |
| 部屋の内部の空気を1時間につき10回以上屋外の空気と交換する能力を有していること。 ＜第3号イ＞ | 適合・不適合 | 適合：能力あり 不適合：能力なし | 部屋の容積： m ³ 換気能力： m ³ /時間 換気回数： 回/時間 |
| 吸気口及び排気口の位置、部屋の内部の構造物の配置その他の状況により、可燃性天然ガスの排気が阻害されないこと。 ＜第3号ロ＞ | 適合・不適合 | 適合：阻害されない 不適合：阻害されている | 添付図 参照 |
| (4)ガス換気設備の運転＜規則第6条の3第3項第4号＞ | | | |
| ガス換気設備は、常時運転していること。（ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該ガス換気設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。） | 適合・不適合 | 適用：常時運転する 適用：ただし書き適用 不適合：常時運転しない | ただし書き適用の場合はその理由： |
| (5)警報設備の設置＜規則第6条の3第3項第5号＞ | | | |
| 次の要件を備えた可燃性ガスの警報設備が設けられていること。（ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該警報設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。）＜第5号＞ ただし書き該当の場合、以下は記載不要 | 適合・不適合 | 適合：設置する 適用：ただし書き適用 不適合：設置しない | ただし書き適用の場合はその理由： 添付図 参照 |
| 可燃性ガスの検知器は、温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であって屋内にあるものから漏出した可燃性天然ガスを検知できる適切な位置に設置されていること。 ＜第5号イ＞ | 適合・不適合 | 適合：適切な位置 不適合：不適切な位置 | 検知器の数： 個 検知器の設置位置： 添付図 参照 |
| 警報装置は、空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の10パーセント以上となつた場合に関係者が常駐する場所で警報を発すること。 ＜第5号ロ＞ | 適合・不適合 | 適合：適切な作動 不適合：不適切な作動 | 警報音の発動濃度： %LEL 警報を発する場所： |
| 空気中のメタンの濃度が表示されること。 ＜第5号ハ＞ | 適合・不適合 | 有：表示あり 無：表示なし | メタン濃度が表示される場所： |
| (6)採取の停止＜規則第6条の3第3項第6号＞ | | | |
| 温泉井戸は、規則第6条の3第3項第5号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。（ただし、温泉のゆう出路の構造上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。） | 適合・不適合 | 適合：停止できる構造 適用：ただし書き適用 不適合：停止しない構造 | 停止できる場合 汲み上げ方法：揚湯泉、自噴泉 停止方法の種類：自動、手動 ただし書き適用の場合はその理由： |
| (7)温泉井戸又はガス分離設備が設置された屋内における火気使用制限等＜規則第6条の3第3項第7号＞＜附則第5条第1項各号、第2項各号＞ | | | |
| 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。＜第7号イ＞ （既存施設は適用除外されるが、附則第5条第1項の措置が必要） （13）へ | 適合・不適合 | 適合：設置しない 適用：適用除外 不適合：設置する | |
| 火気を使用する作業を実施しないこと。（ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ない溶接又は溶断の作業を除く。）＜第7号ロ＞ | 適合・不適合 | 適合：作業しない 適用：ただし書き適用 不適合：作業する | ただし書き適用の場合はその理由： |
| 防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。＜第7号ハ＞ （既存施設は適用除外されるが、附則第5条第2項の措置が必要） （14）へ | 適合・不適合 | 適合：設置しない 適用：適用除外 不適合：設置する | |
| 部屋の内部及び入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。＜第7号ニ＞ | 適合・不適合 | 適合：掲示する 不適合：掲示しない | 掲示の場所： |

| | | | | |
|---|--------|------------------------------------|--|--------|
| (8)関係者以外の立入禁止制限<規則第6条の3第3項第8号> | | | | |
| 温泉井戸又はガス分離設備が設置された部屋に、立入りを禁ずる旨の表示その他の方法により、関係者以外の者の立入りを制限をすること。 | 適合・不適合 | 適合：制限する 不適合：制限しない | 制限する措置の方法： | |
| (9)温泉井戸にガス排出口の設置<規則第6条の3第3項第9号> | | | | |
| 発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。 | 適合・不適合 | 適合：蓄積しない構造 適合：設置する 不適合：設置しない | 蓄積しないと判断した場合はその理由： | |
| (10)携帯型可燃性ガス測定器及び消火器の設置<規則第6条の3第3項第10号> | | | | |
| 携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。 | 適合・不適合 | 適合：備え付ける 不適合：備え付けない | 備付場所： | |
| 消火器を備えていること。 | 適合・不適合 | 適合：備え付ける 不適合：備え付けない | 数量： 備付場所： | |
| (11)毎日1回以上の点検<規則第6条の3第3項第11号> | | | | |
| 次に掲げる事項について、1日1回以上、点検を実施すること。 <第11号> | 適合・不適合 | 適合：点検する 不適合：点検しない | | |
| 温泉井戸又はガス分離設備の周辺の空気中のメタン濃度を携帯型の可燃性ガスの測定器を用いて測定すること。<第11号イ> | 適合・不適合 | 適合：測定する 不適合：測定しない | | |
| 温泉井戸又はガス分離設備及びガス換気設備の発生設備の異常の有無を目視により点検すること。<第11号ロ> | 適合・不適合 | 適合：点検する 不適合：点検しない | | |
| (12)記録及び記録の保存<規則第6条の3第3項第12号> | | | | |
| 次に掲げる点検結果等を記録し、2年間保存すること<第12号> | 適合・不適合 | 適合：保存する 不適合：保存しない | | |
| 規則第6条の3第3項第5号に規定する警報設備による警報の作動の状況の記録<第12号イ> | 適合・不適合 | 適合：記録する 不適合：記録しない | | |
| 毎日1回以上の点検の作業の記録<第12号ロ> | 適合・不適合 | 適合：記録する 不適合：記録しない | | |
| (13)火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備(火気使用設備等)を設置している場合(既存施設のみ)に適用<附則第5条第1項> | | | | |
| 当該火気使用設備等は、規則第6条の3第3項第5号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知したときに自動的に停止される構造を有すること。<第1号> | 適合・不適合 | 適合：停止できる構造 不適合：停止しない構造 | 自動停止される火気使用設備名： | 添付図 参照 |
| 規則第6条の3第3項第5号イの可燃性ガスの検知器は、火気使用設備等の付近に設置されていること。<第2号> | 適合・不適合 | 適合：設置する 不適合：設置しない | 設置場所： | 添付図 参照 |
| (14)防爆性能を有しない電気設備が設置されている場合の措置(既存施設のみ)に適用<附則第5条第2項> | | | | |
| 次のいずれかの措置を講じていること | | | | |
| ア) 温泉井戸は、規則第6条の3第3項第5号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。<第1号> | 適合・不適合 | 適合：ア)を適用 イ)を適用 不適合：ア)、イ)適用せず | ア)の場合 汲み上げ方法：揚湯泉、自噴泉 停止方法の種類：自動、手動 | |
| イ) ガス換気設備が防爆性能を有し、かつ、附則第5条第2項第1号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知したときに、温泉井戸が設置された部屋のすべての電気設備(防爆性能を有する電気設備を除く。)への電気の供給を自動的に停止する構造を有すること。<第2号> | | | イ)の場合 自動停止される電気設備名： | |

| 技術基準の内容 | 技術基準適合状況 | | |
|--|------------|--|--|
| | 技術基準適合・不適合 | 状況 | 備考 |
| 3. 温泉井戸が地下ピットに設置されている場合<附則第4条第2項関係> | | | |
| (1) 温泉の採取停止<附則第4条第2項第1号> | | | |
| 温泉井戸は、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。ただし、温泉のゆう出路の構造等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 | 適合・不適合 | 適合：停止できる 適合：ただし書き適用 不適合：停止できない | ただし書き適用の場合はその理由： |
| (2) 火気使用制限等<附則第4条第2項第2号> | | | |
| 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ> | 適合・不適合 | 適合：設置しない 不適合：設置する | |
| 火気を使用する作業を実施しないこと。（ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ない溶接又は溶断の作業を除く。）<第2号ロ> | 適合・不適合 | 適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する | ただし書き適用の場合はその理由： |
| 防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。<第2号ハ> | 適合・不適合 | 適合：設置しない 不適合：設置する | |
| 地下ピットの内部又は入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ニ> | 適合・不適合 | 適合：掲示する 不適合：提示しない | 掲示の場所： |
| (3) 地下ピットへの排出口の設置<附則第4条第2項第3号> | | | |
| 地下ピットの内部の空気の排出口を設けること。（ただし、メタン濃度が25%LEL以上となる排出口にあっては、規則第6条の3第1項第3号（排出口の位置の基準）の場所に設置しないこと。） | 適合・不適合 | 適合：設置する 不適合：設置しない | 排出口におけるメタンの濃度： %LEL 排気口の高さ： m |
| | | | 添付図 参照 |
| (4) 配管の閉塞防止措置<附則第4条第2項第4号> | | | |
| 地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置。<規則第6条の3第1項第4号イ> | 適合・不適合 | 適合：閉塞のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない | 閉塞するおそれがない理由： 措置する場合（閉塞のおそれがある場合）の措置方法： |
| 地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置。<規則第6条の3第1項第4号ロ> | 適合・不適合 | 適合：滞留のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない | 滞留するおそれがない理由： 措置する場合（滞留のおそれがある場合）の措置方法： |
| (5) 他の屋内への空気の侵入防止措置<附則第4条第2項第5号> | | | |
| 地下ピットの内部の空気が配管を通じて他の屋内に侵入しないようにしていること。 | 適合・不適合 | 適合：配管なし 適合：措置する 不適合：措置しない | |
| (6) 温泉井戸への排出口の設置及び排出口の位置<附則第4条第2項第6号> | | | |
| 発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。<第6号> | 適合・不適合 | 適合：設置する 不適合：設置しない | |
| 排出される気体中のメタンの濃度が25%LEL以上となる排出口にあっては、規則第6条の3第1項第3号イ又はロ（排出口の位置の基準）の場所に設置しないこと。<第6号ただし書き> | 適合・不適合 | 適合：設置しない 不適合：設置する | 排出状態における排出口のメタン濃度： |
| (7) 配管の閉塞防止措置<附則第4条第2項第7号> | | | |
| 温泉井戸にガス排出口が設けられている場合は以下の措置を講ずること。<第7号> 温泉井戸にガス排出口が設けられていない場合は以下の記載は不要 | -- | -- | |
| 温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置。<規則第6条の3第1項第4号イ> | 適合・不適合 | 適合：設備なし 適合：閉塞のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない | 閉塞するおそれがない理由： 措置する場合（閉塞のおそれがある場合）の措置方法： |
| 温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置。<規則第6条の3第1項第4号ロ> | 適合・不適合 | 適合：設備なし 適合：滞留のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない | 滞留するおそれがない理由： 措置する場合（滞留のおそれがある場合）の措置方法： |
| (8) 月次点検<附則第4条第2項第8号> | | | |
| 毎月（温泉の採取を行わない月を除く。）1回以上、温泉井戸、地下ピットの内部の空気の排出口及びガス排出口の異常の有無を目視により点検すること。 | 適合・不適合 | 適合：点検する 不適合：点検しない | |
| (9) 記録の保存<附則第4条第2項第9号> | | | |
| 附則第4条第2項第8号に規定する点検の作業の結果を記録すること。<第9号前段> | 適合・不適合 | 適合：記録する 不適合：記録しない | |
| 上記の記録を2年間保存すること。<第9号後段> | 適合・不適合 | 適合：保存する 不適合：保存しない | |
| (10) 配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断<附則第4条第2項第10号> | | | |
| 可燃性天然ガス設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱（ジャンクションボックス）を設置することその他の方法により、制御盤その他のスイッチ類が集中する設備に可燃性天然ガスが侵入しないようしていること。<規則第6条の3第1項第5号> | 適合・不適合 | 適合：設置する 不適合：設置しない | 措置の方法：接続箱 その他（ ） |

注1 備考欄に「添付図 参照」としているものは、添付図の番号を記載するとともに、図面を添付すること。

2 備考欄に「申請書に添付」としているものは、必ず添付すること。

3 この様式中「規則」とは温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）をいい、「附則」とは温泉法施行規則の一部を改正する省令（平成20年環境省令第5号）中の附則をいう。

様式第10号の4 (第7条の3関係)

温泉採取許可承継承認申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称

代表者の氏名

印

下記の許可について地位の承継を承認されるよう、温泉法第14条の3第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉の採取の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
消滅する法人
存続又は新設する法人
- 2 許可を受けた日及び許可番号
(1) 許可を受けた日
(2) 許可番号
- 3 温泉の採取の場所
(1) ゆう出地の所在及び地番
(2) 源泉名
- 4 合併又は分割の予定日

様式第10号の5 (第7条の4関係)

温泉採取許可承継承認申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所
氏名

印

被相続人との続柄

下記の許可について地位の承継を承認されるよう、温泉法第14条の4第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 許可を受けた日及び許可番号
 - (1) 許可を受けた日
 - (2) 許可番号
- 3 温泉の採取の場所
 - (1) ゆう出地の所在及び地番
 - (2) 源泉名
- 4 相続開始の日

様式第10号の6 (第7条の5関係)

可燃性天然ガス濃度確認申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記のとおり可燃性天然ガスの濃度について確認したいので、温泉法第14条の5第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 温泉の採取を行おうとする場所
 - (1) ゆう出地の所在及び地番
 - (2) 源泉名
- 2 温泉の採取の開始の予定日
- 3 メタン濃度の測定に関する事項
 - (1) 測定を行った場所、日及び方法
 - 測定場所
 - 測定日
 - 測定方法
 - (2) 測定の結果
 - (3) 測定を行った者

様式第10号の7（第7条の6関係）

可燃性天然ガス濃度確認承継届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

温泉法第14条の6第2項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 確認を受けた者及びその地位を承継した者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
 - (1) 確認を受けた者
 - (2) 地位の承継者
- 2 確認を受けた日及び確認番号
 - (1) 確認を受けた日
 - (2) 確認番号
- 3 温泉の採取場所
 - (1) ゆう出地の所在及び地番
 - (2) 源泉名
- 4 地位を承継した日

様式第10号の8 (第7条の7関係)

温泉採取のための施設等の変更許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記のとおり採取のための施設等を変更したいので許可されるよう、温泉法第14条の7第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 許可を受けた日及び許可番号
 - (1) 許可を受けた日
 - (2) 許可番号
- 2 温泉採取の場所
 - (1) ゆう出地の所在及び地番
 - (2) 源泉名
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 変更後の工事の着手及び完了の予定日
 - (1) 着手予定日
 - (2) 完了予定日

様式第10号の9（第7条の8関係）

温泉採取事業廃止届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

温泉の採取の事業を廃止したので、温泉法第14条の8第2項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 許可又は確認を受けた日

- (1) 許可又は確認を受けた日
- (2) 許可又は確認番号

2 温泉の採取場所

- (1) ゆう出地の所在及び地番
- (2) 源泉名

3 温泉の採取の事業の廃止の日

4 温泉のゆう出路の埋め戻しの状況（法第14条の2第1項の許可（採取の許可）の場合）

様式第十五号中「採取等」を「利用等」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第七条の次に七条を加える改正規定中第七条の五及び第七条の六に係る部分の規定並びに様式第十号の次に八様式を加える改正規定中様式第十号の六及び第十号の七に係る部分の規定は、公布の日から適用する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第一条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第二十八号

環境部
各保健福祉環境事務所

福岡県温泉法施行手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年九月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県温泉法施行手続の一部を改正する訓令

第一条 福岡県温泉法施行手続（昭和二十七年八月福岡県訓令第四十号）の一部を次のように改正する。

あて先中「衛生部」を「環境部」に、「各保健所」を「各保健福祉環境事務所」に改める。

第三条中「第五条」の下に、「第七条の五、第七条の六」を加える。

第一条 福岡県温泉法施行手続の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「及びゆう出量」を「ゆう出量及び可燃性天然ガスの発生状況」に改める。

第二条中「（廃止届）」の下に「及び第七条の八の温泉の採取の事業の廃止届」を加え、「検査報告書」を「検査報告書等」に改める。

第三条中「第四条、第五条、第七条の五、第七条の六」を「第四条から第五条の二まで、第七条の二から第七条の七まで」に改める。

第四条中「温泉」を「温泉等」に、「第十条」を「第八条から第十条まで」に改め

「第十四条」の下に、「第十四条の八から第十四条の十まで」を加える。

別記様式中

| | |
|-------|------|
| 動力の種類 | ポンプ |
| ポンプ | モーター |

を

| | | |
|---------|-------|-------|
| 動力の種類 | ポンプ | モーター |
| 採取許可年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 濃度確認年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |

に

| | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 温泉の深さ | 度、メートル | 温泉の深さ | 度、メートル |
| 温泉の出 | 度、メートル | 温泉の出 | 度、メートル |
| 温泉の濃度 | 度、メートル | 温泉の濃度 | 度、メートル |

を

| | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 温泉の深さ | 度、メートル | 温泉の深さ | 度、メートル |
| 温泉の出 | 度、メートル | 温泉の出 | 度、メートル |
| 温泉の濃度 | 度、メートル | 温泉の濃度 | 度、メートル |

に改める。

附則

この訓令中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十年十月一日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）